

教職員のコンプライアンス確保に向けた取組について

茨城県立勝田特別支援学校長 友部道夫

1 基本的な考え方

本校の学校経営方針（グランドデザイン）において、「安全・安心」な教育活動を徹底し、児童生徒が安心して学習や生活できる教育環境の充実に努めることを中期的目標の一つに位置付け、日々の学校経営・運営を進めています。

また、児童生徒や保護者、地域の方々からの信頼や期待に応えることができる学校組織であるために、風通しのよい職場環境づくりに努めるとともに、教職員一人一人が日頃からコンプライアンス意識を醸成できるよう、『教職員コンプライアンス推進計画』を策定し、「児童生徒の安全・安心で豊かな学び」と「教職員自身の生活保障（生きがい、働きがい）」の実現を目指しています。【下図「教職員のコンプライアンス確保に係る取組（概要）」参照】

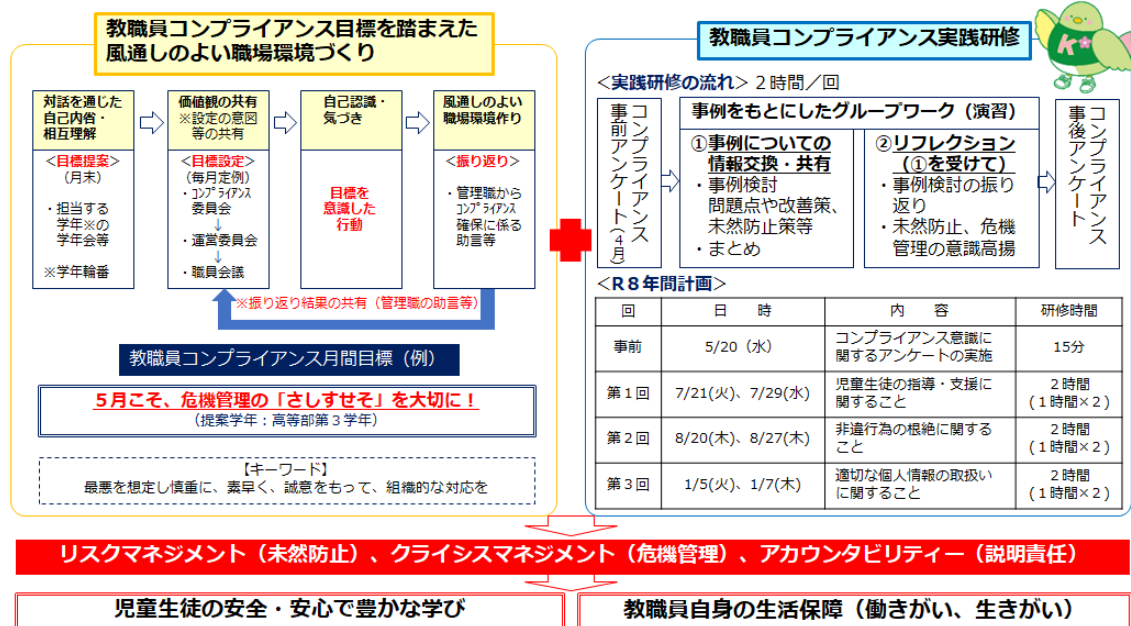
茨城県立勝田
特別支援学校



教職員のコンプライアンス確保に係る取組（概要）

令和8年度

◎児童生徒や保護者、地域の方々からの信頼や期待に応えることができる学校組織であるために、風通しのよい職場環境づくりに努めるとともに、教職員一人一人が日頃からコンプライアンス意識を醸成できる取組を推進する。



2 教職員による不祥事根絶に向けた具体的方策

（1）法令遵守の徹底

ア 教職員による非遵行為事案等を自分事として捉え、教育公務員としての自覚や当事者意識をもって行動する。

イ 非遵行為に関係する法令（教育関連法規、交通法規、個人情報保護に関する法令、迷惑防止条例等）を理解するための校内研修を定期的実施する。

（「One IBARAKI」、「教職員懲戒処分等の指針」、「不祥事防止のためのチェックリスト」等の活用）

【例】

- ・個人の情報機器（スマートフォン、タブレット端末等）で、児童生徒や保護者と個人的なやりとりをしない。
- ・宴席で飲酒をする場合は自家用車で会場に向かわない。同席した職員は、飲酒した職員が自家用車を運転（運転代行も含む）して帰宅していないか互いに確認し合う。
- ・交通事故に遭った場合には速やかに警察署及び管理職に連絡・報告し、適切に事故後処理を行う。

(2) 児童生徒の人権尊重

- ア 児童生徒に対して「学校生活アンケート」(年2回)や校内相談窓口の設置等により、いじめ等の早期発見・未然防止に努める。
- イ 児童生徒理解を促進するため、学校全体(各部会、生徒支援・いじめ対策委員会等)で児童生徒や家庭への支援等に関する情報共有に努める。特に緊急的に児童生徒支援や家庭支援が必要な事案については、関係機関とも連携した支援会議をととして早期対応に努める。
- ウ 他の児童生徒や教職員の死角になる場所(トイレ、更衣室等)では、児童生徒と教職員が1対1にならないよう指導・支援体制を工夫し、事故等の未然防止に努める。
- エ 児童生徒への体罰や性的虐待が疑われる様子が見られた場合には、当該教職員に声を掛け管理職にも相談するなど、風通しのよい職場環境づくりに努める。

(3) 安全・安心な教育環境づくり

- ア 教室や廊下等に授業に不必要な物は置かないなど、児童生徒や教職員が安全・安心に学校生活を送れるための日常的な整理整頓に努め、定期的に安全点検(月1回)も実施する。
- イ 定期的な安全点検等で危険個所が発見された場合には、企画会や衛生委員会で協議・検討し、迅速な修繕(危険回避)に努める。

(4) 個人情報の適切な取扱い

- ア 教職員一人一人が校務を遂行する上で多くの個人情報を扱っていることを常に意識し、関係法令や校内の内規等を遵守するとともに、適切な管理・運用に努める。
- イ 個人情報を含むデータをUSBメモリや紙媒体(印刷)等で校外へ持ち出さず、データはクラウドや校内サーバで管理することを徹底する。
- ウ 児童生徒及び教職員が、学校行事等のしおりを校外へ持ち出す場合は、学校名及び児童生徒名が特定できないように十分に留意する。
- エ 電子メールの誤送信や紙ベース配布物の誤配布防止のため、ダブル・トリプルチェックを全職員が徹底し、未然防止に努める。

(5) 風通しのよい職場環境づくり

- ア 教職員コンプライアンス推進計画に基づく「教職員コンプライアンス実践研修」では、児童生徒への指導・支援や非違行為の根絶等の具体的な事例をもとにした少人数でのグループディスカッション(異年齢・異キャリア)をととして教職員間の相互理解に努める。
- イ 管理職は、教職員一人一人の悩みやストレス等を適宜把握するため、教員評価面談をはじめ、日常的な教職員一人一人との対話を大切にする。
- ウ 会議資料の事前共有やペーパーレス化等による会議時間の短縮のほか、勤怠管理システムを活用した個々の時間外勤務の状況を把握し、業務の見直し・改善を適宜行う。

3 今後に向けて

「学校経営方針(グランドデザイン)」及び「教職員コンプライアンス推進計画」に基づき、定期的に(年4回)実施する教職員のコンプライアンス意識に関するアンケートの結果や教職員コンプライアンス実践研修におけるリフレクションの結果等も分析しながら、教職員一人一人がコンプライアンス意識を醸成できる学校組織づくりを引き続き推進していきます。